

くらしのカレンダー

| | | | |
|-------------|--|-----------|--|
| 2/28火 先負 | ■心配ごと相談（行政・人生相談も含む） 午後1時～4時 中之島村公民館 | 8木 先勝 | ■納税相談 対象地区 上通地区 午前9時30分～午後3時30分 中之島村公民館 〔国際婦人デー〕 |
| 29水 仏滅 | | 9金 友引 | ■納税相談 対象地区 中通地区 午前9時30分～午後3時30分 中之島村公民館 |
| 3/1木 大安 | ■納税相談 対象地区 真野代・中条新田第1～第3 午前9時30分～午後3時30分 中之島村農協北部支所 〔家出少年発見保護活動強化月間～31日〕 | 10土 先負 | 〔金融機関休業日〕〔交通安全家庭の日〕 |
| 2金 赤口 | ■納税相談 対象地区 下沼・西野・西野新田・三沼地区 午前9時30分～午後3時30分 中之島村農協北部支所 | 11日 仏滅 | ■村民将棋大会 午前9時開会 中之島村公民館 ◆中之島村農協中央SS ◆中沢燃料園見附バイパスSS （中之島第7・☎6-5395）（今町4丁目・☎6-4110） ◎富田医院（☎6-2226）◎石川医院（☎6-2140） |
| 3土 友引 | 〔ひな祭〕〔耳の日〕 ◆備浅野藤吉商店中之島SS ◆皆庄産業園見附バイパスSS （中之島第6・☎6-4327）（今町4丁目・☎6-5100） ◎堀医院（☎6-2133） ◎寺師医院（☎2-0137） | 12月 大安 | ■3月定例村議会 午前10時（23日まで） |
| 4日 先負 | ■納税相談 対象地区 中条地区・中西 午前9時30分～午後3時30分 中之島村公民館 | 13火 赤口 | ■心配ごと相談（行政・人生相談も含む） 午後1時～4時 中之島村公民館 |
| 5月 仏滅 | ■納税相談 対象地区 中之島地区・西高山・六所 午前9時30分～午後3時30分 中之島村公民館 | 14水 先勝 | ■母親学級 対象者 昭和59年5月～8月出産予定者 受付時間 午後1時～1時15分 中之島村公民館 ■村内中学校卒業式 午前9時30分 |
| 6火 大安 | ■心配ごと相談（行政・人生相談も含む） 午後1時～4時 中之島村公民館 〔皇后誕生日〕 | 15木 友引 | ■1歳児検診 対象者 昭和58年1月～3月生まれ 受付時間 午後2時～2時30分 中之島村公民館 |
| 7水 赤口 | ■納税相談 対象地区 中野地区 午前9時30分～午後3時30分 中之島村公民館 〔消防記念日〕〔建築物防災週間～13日〕 | 16金 先負 | |

◎利用のために
 ④マークは休日在宅当番の内科医 診療時間はいずれも午前9時から午後5時までです。
 ⑤マークは休日在宅当番の外科医 時間外でやむを得ないときは、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。
 ◆マークは日曜営業の給油所 ■マークは行事

広報 なかのしま

昭和59年
2月 No.126

編集と発行/南蒲原郡中之島村役場企画課
 (〒954-01 ☎02586(6)2002)

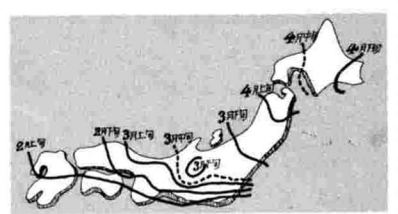


もうすぐ1年生

一日入学——中之島中央小学校（2月22日開催）

春のRENOS

木の芽ふく春。春の花や樹木が冬眠状態から覚め、成育をはじめのは一日の平均気温が摂氏五度以上になってから、といわれています。春は摂氏五度とともにやってくる——といえますが、この平均気温摂氏五度以上の期間を「植物期間」といって、花や樹木、冬越しの野菜などの成育上、大切な目安となっています。また、植物の発芽、開花、紅（黄）葉、落葉の日などについて毎年同じ場所を標本を決めて観測することを生物季節観測とよんでおり、この観測結果は、季節の進み具合を知ったり、農作業の時期を決めるのに役立っています。ところで、ご存じのように日本の春は南からやってきて、しだいに北上していきます。つまり、一日の平均気温摂氏五度の線（等温線）が、いつごろ、どの辺を通っているかを見れば、春の足どりをたど



ることができそうです。いったい、春はどのくらいのスピードで日本列島を北上するのでしょうか。等温線から割り出しますと、二月上旬から三月中旬にかけて西日本では一日約十キロメートルですが、東日本に入ると約二・五キロメートルと、西日本の四分の一にスピードダウンします。これが三月中旬以降になると一段とスピード・アップして、一日約二十キロメートル、時速約八百メートルで北海道をめざして春は北上を続けま

春は二月上旬に九州に上陸し、約三か月かけて日本列島を縦断、野の草花や樹木を長い冬の眠りから目覚めさせるのです。

- ### おもな内容
- ・村政懇談会から ②～⑨
 - ・少年非行と家出の防止を ⑧～⑨
 - ・12月定例会一般質問から ⑩～⑬
 - ・東南アジア研修体験記 ⑭～⑮
 - ・カメラ散歩 ⑯
 - ・交通災害共済に加入を ⑰
 - ・くらしのカレンダー ⑳

村民憲章

一、わたくしたちは、恵まれた自然に感謝し郷土を愛し、働く喜びを知る家庭と村をつくりましょう

一、わたくしたちは、健康で笑顔に満ちた心のかよう家庭と村をつくりましょう。

一、わたくしたちは、伝統を生きかし、教育・文化の向上と産業の発展につくす家庭と村をつくりましょう。

（昭和五十六年八月八日制定）

村政懇談会

村長とひざを交



ぶどうの収穫風景(西野地区で)

建設課では、原則としてモデル事業として採択されたものは、村単事業には取り入れないことにしています。

■第三期水田利用再編対策の方が、第二期対策より厳しいようだが、また、他用途利用米制度が導入されるという詳しい内容は、

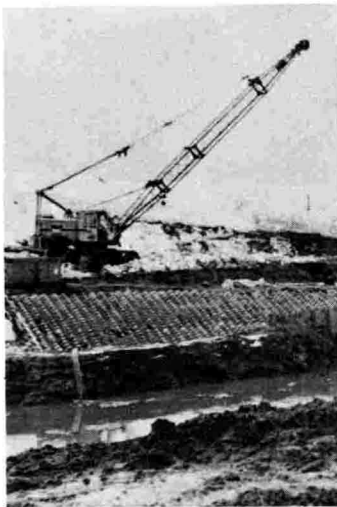
■両方とも現段階では、県からの指導およびそれらに関する資料はきておりませんが、皆さん同様新聞等により承知しているのが実情です。なお、正式な通知が入り次第、嘱託員会議等を開催して、それらの具体的な取り組みを協議する予定ですので、今後共水田利用再編対策事業につきまして、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

■減反の割当面積以上に減反する必要はなく、達成率はちょうど一〇〇パーセントでよいと思うが。

建設課関係

■猿橋川改修工事の進行状況と今後の見通しは。

□猿橋川改修工事は昭和四十年に着手され、計画では一三三トンの流水が可能な暫定築堤工事等を、現在進めているところです。ネックの解消ということで、中条地区と大口地区が重点工区となっており、現在中条地区の改修工事が着々と進み、その後は大口地区の工事に入るものと思われ、その後、全体改修計画概要は延長二・七キロメートル



猿橋川改修工事(中条地区)

■中之島川改修工事の進行状況は。

□中之島川改修工事の全体計画では、約七十億円余をかけて五五トンの排水が可能となるようになっていますが、暫定工事として下流から末宝川合流点までを、概算八億円の予算で三〇トンの排水が可能ないように計画され、現在下流から工事が進められているところです。

■大沼サイホン下流工事の進行状況は。

□大沼サイホン下流の工事は、建設省信濃川下流工事事務所の主管で進められております。中之島川の流末処理方式はショットカット方式で、現在の延長よりずっと短縮されて信濃川に放流する計

村政懇談会

えての話し合い

産業課関係

■長呂堰の撤廃と長呂樋管の復旧工事について。

□ご承知のように、この問題は猿橋川改修工事に伴い、県から長呂堰を撤廃したいとの方針が打ち出されたことによるもので、村としては県の方針に逆行して長呂堰は存置、同堰下にある信濃川から猿橋川に水を取り入れる補助樋管を復活してほしいと要望してきたところですが、

■しかし、その後いろいろの事情から不本意ではありますが、長呂堰の撤廃はやむを得ない、その替わり長呂樋管からの取水を復活するよう、関係機関に働きかけるという結論となり、その運動を進めてきたところです。

■その結果、長呂樋管(施設機能障害)工事として県農地部のご指

導により事業調査の採択を受け、五十九年度事業採択に向けて申請手続きをしているところですが、事業採択になれば、予定として六十年・六十二年の三ヶ年間で揚水施設を完成させたいと計画が立案されています。更に県では、現在濁水期に長呂堰を操作して用水を引く中条江についても、長呂堰撤廃後それに替わる代償として、揚水機場を設置することが計画されています。

■ところが、それらの工事には地元負担はありませんが、完成した後の維持管理については受益者負担となるため、現在関係する中之島村土改、信条土改、末宝営団の三団体を一本化にせよと前提条件が出され、三団体の代表者で話し合いを進めているところですが、

■村としても、工事を成功させたいので努力しますが、住民の皆さんも実情をご理解され、特段のご協力をお願いします。

■農村総合整備モデル事業の進行状況と、今後の見通しは。

□予算総額十六億三千五百万円を七年間に配分して、事業を実施する計画予定でしたが、ご承知のように臨調等のからみで予算配分が計画通りされなく、必然的に当初に計画した事業の実施時期等



村政懇談会の様子(三沼会場)

も見直しをしている状況であり、七年間の計画は完全に片くずれしております。

■なお、初年度の五十七年度は三千二百万円の予算配分で、事業実施は全村で七ヶ所、五十八年度は五千万円の予算配分で、十一ヶ所の事業に着手しております。五十九年度については、県から七千万円の予算要求額の指導を受けております。

■農村総合整備モデル事業採択の優先順位は。

□基本的な考え方は、まず従来村単独事業で予定されていたもの。続いて集落道では県道および村道等に接続する起・終点整備により完了するもの。それから、排水等については六・四事業の予定路線を本事業の対象としたものです。そして、他の関連事業で同時施工が必要となってくるもの。そのほか、対象路線について直接受益戸数の占める割合が多いものを優先して、事業の計画を立てております。

■農村総合整備モデル事業で採択されたものを取り下げ、村単事業で整備してもらえないか。

で、完成時には二〇〇トンの流水が可能な川に改修されるようになっておりますが、今後十五年かかるか、二十年かかるかは、国の予算次第ですので、現段階では予測できない状況です。

村政懇談会

画であり、六十一年度末までに築堤を概ね完成させたいということで、総事業費十億六千万円で進められており、とりあえずこの工事が完成すれば、中之島川の排水も非常に良くなるものと期待されております。

■**県道大口与板線の改良工事の見通し**
は。
□現在農免農道まで工事が行われている大保地内については、新年度舗装工事まで完了する見込みであります。その先の国道八号線までですが、引き続き公共事業として早急に改良されるよう県に要望しておりますが、猿橋川改修との関連もあり、完成までにはまだかなりの年月がかかると思われれます。

■**杉之森から鶴ヶ曾根間の通学道路の改良予定は**
□公共事業として採択されるよう申請してありますが、工事の着手は五十九年度になるか、六十年年度になるかは国の予算次第であります。

■**村道の改良率はどのくらいか**
□村道の総延長は三六万四、六九二メートルで、改良済の総延長が四万四、三〇三メートル、改良率は



舗装工事も着々と進む

予算がつかないのが現状です。

■**消雪パイプの水は、平均に出るよう要望する。また、そのパイプは誰が管理しているのか**
□本年は一千万円から工費が使われて整備されたので、心配ないと思います。また、ポンプの管理については、村と中之島総代が契約を結び、中之島総代から管理していただいております。

■**除雪は早い時間をお願いする**
□午前七時頃までには除雪を完了するよう、担当者として打ち合わせてあります。

■**交差点内の除雪をキチンと**
□そのように担当者にお話しいたします。

■**刈谷田川の堤防の雑草が伸び放題になっており、早い頃そこでゴミを燃やした残り火が雑草に燃え移り、火事騒ぎをしたことがある。堤防の管理体制はどうなっているのか**
□三条土木事務所が管理ですが、堤防管理の予算が少ないため、そこまで手が廻らないのが現状です。

村政懇談会

教育委員会関係

■**村の文化財でもある薬師如来が、地元講中（杉之森・高畑）の尽力等により修復されることになったが、修復後の村としての考え方は**
□修復することにより、できれば県の文化財指定を受けられればと思っております。そのために県の文化行政課の

一・二パーセントです。なお、一級・二級と呼ばれる幹線村道になりまして、総延長五万三、六一四メートルのうち二万四、八九五メートルが改良され、改良率も四六・二パーセントになっております。

■**村道中之島大沼線（通称四間道路）の路面の補修を。また、改良工事の計画は**
□四間道路の改良工事につきましては、今年度から着手します。今年度は野口地区を改良し、五十九年度から六所地区の改良に入る予定です。道路幅は八メートルで、いずれは公共事業として取り上げていただくよう国に要望してありますが、その間は村単事業で改良を進めてまいります。また、改良までの路面の維持管理については、十分意を用いてまいります。

■**猿橋川改修工事に伴い、水道管の伏せ替え工事が行われたが、その後、地盤が下がったり、道路が傷んでいるので、補修工事をしてほしい**
□水道工事をやった道路は、必ずと言ってよいほど路盤が下がってきますので、時期をみてオーバーレートをいたします。

■**村道興野松ヶ崎線（通称枯木線）沿いの代償用水の改良工事が五十九年あたりから着手されるが、その工事で伴って道路改良もしてほしい**
□その路線の道路改良につきましては、国の公共事業として取り上げていただくよう申請してありますので、採択されれば五十九年度に着手できますが、採択されなければ先へ伸びることになります。

■**猫興野地区の宅造地以外の周辺地では、雨が降るとすぐ湛水するが、猫興野坂を貫通する四〇〇ミリの排水樋管も小さいように思われるので善処してほしい**
□猫興野坂を貫通する排水樋管の能力を調べてみます。

■**六十一年度に上通分館が建設されると聞いているが、それは確定なのか**
□六十年に建設したいと実施計画の中で考えていますが、具体的な計画は検討中です。

職員から来村いただき、地元講中の代表者を交えた中で、修復のためのご指導を得たほか、修復所の幹線もお願いしているところでございます。

■**上通小学校の完成予想図**



上通小学校の完成予想図

■**上通小学校の新校舎の概要は**
□西側から給食棟、続いて三階建ての校舎棟、その次が体育館となります。工期は体育館が五十九年三月三十一日、給食棟・校舎棟は五十九年七月三十一日となっております。なお、校舎棟は他の村内小学校と同様三メートル幅の中廊下方式で、両側の教室の大きさは七メートル×九メートルとなっています。

■**五十八年度の卒業式と五十九年度の入学式を、新しい体育館で挙げることはできないか**
□体育館は三月中には完成しますが、給食棟・校舎棟もすっきり完成した時点で引き継ぎを行うこととなりますので、その間の使用は難しいです。

■**上通小学校の新校舎完成後の旧校舎は**
□旧校舎については、五十九年度中に全部取りくずす予定です。

■**途中の土水路の管理を地域の皆さんから良くやっていただくようお願いします**

■**中之島大屋敷地内も九月の雨の時、雨水が道路上に溢れたが、中之島保育所に布設してある排水樋管では小さいように思われる**
□その樋管を十月末に清掃したら、砂利等で能力の半分以下しか機能していませんでした。今後は大丈夫と思いますが、もしこれでためなら排水のバイパス工事も考えています。

■**道路整備より下水整備を先行してほしいが**
□建設課としては、道路改良の付帯工事として下水を整備するもので、下水のみを先行した整備はできません。

■**区画整理事業で行われた宅造地内の十四メートル道路は、最終的には大竹邸記念館の前に取り付けるとの話を聞いているが、今だから実現していない。構想はあるのか**
□都市計画道路二本木線については、総延長二百三十メートルで都市計画道路中之島線と旧国道八号線とを結ぶ補助幹線道路として計画決定され、その内の約百七十メートルはすでに土地区画整理事業によって改良されましたが、残る約五十メートルの改良については、中之島村農協倉庫の移転補償等が伴うことから、いまだに未改良となったままです。国の補助事業で改良整備をされるため、この移転補償料等が大きすぎ、今の国の厳しい財政状況では事業採択が難しく、いつになるのか目途がつかないのが現状です。

■**県道中野三条線の中条新田地内のゆるいS字カーブで事故が多発しているため、ガードレールを設置してほしいが**
□三条土木事務所でも現地は承知しておりますが、



ロッキングライミングで体力づくり (中之島中央小)

■**スクールバス通学は、必ずしも望んでいないという声をお父さんから聞くが、子どもに対する教育上の観点からお考えを聞きたい**
□スクールバスの運行については、中之島中央小に旧四ヶ校を統合する際、新校舎から二キロメートル以上離れている子ども達に対して、スクールバスを運行するという条件でしたし、上通小学校区では長岡市へ通学していた子ども達を、スクールバスで送迎するから、上通小へ来るようにと運行しているものです。子ども達の足・腰を鍛える面から考えれば、歩いて通学させることが望ましい訳ですが、スクールバスの運行のいきさつもありますので、行政サイドから徒歩通学に切り替えることは考えていません。

■**スクールバス利用の中学生で、クラブ活動をしている子ども達は帰りのスクールバスに間に合わない。もっと遅い時間まで運行できないか**
□スクールバスは、午後五時までに運行が終了するように計画を組んでいますが、検討させていただきます。

■**野球大会等で学校を借用する時、規制が厳しくなかなか借りづらいが**
□学校施設の使用については、学校の授業に差し支えないようにするのが原則でありますので、ご理

村政懇談会

解・ご協力をお願いします。

- 米飯給食を推進するため、学校ではおかず給食にして、弁当を持参させてはどうか。
- 現在の給食方式が小学校では定着しており、中学校では施設の問題もありませんので、実現は至難です。
- ゲートボール場の施設整備を。
- ご要望にお応えできるように、検討いたします。

住民福祉課関係

- 上通保育所では定員を上回り、他の保育所へ入所している子どもも出ていることから、定員を引き上げた上通保育所を、上通小学校の新築工事後に建設してほしいが。
- 五十九年度は中之島保育所の新築工事を計画していますが、そのほかの保育所についてはまだ未定です。次にやるとすれば、上通保育所にならうかと思えます。
- 信条保育所の正面玄関が県道に面しているため、帰り時間になると迎えの車等で混雑し、交通安全上も危ないので玄関を改造してほしいが。
- 改造することを計画中です。
- 保育料が高すぎるように思われる。村の内規等でもっと安くできないか。
- 村では国の示した基準額より一千万円ほど安く



大雪でもへいちゃらさ！(雪上運動会・上通保)

しており、その額を村が負担していることをご理解願ひ、今の線でご協力をお願いします。

- 保育所の催し物を日曜日に開催できないか。
- 所長会議あるいは保育所母の会の会合の中で、協議していただきます。
- 保育所の入所について、定員オーバーの場合は定員に満たない他の保育所に入所させることもあり得るのか。
- 原則として地元の保育所に入所させることが建前ですが、定員の関係上やむを得ず他の保育所に入所してもらったこともあります。なお、その場合は幼児バスで送迎しております。

保健衛生課関係

- 小千谷市などでは、生ゴミ処理器の普及を図るため補助金を出しているが、本村もやる考えはないか。
- 生ゴミ処理器の効果は聞いておりますので財政サイドとの調整の必要もありませんが、新年度予算に向けて前向きに検討させていただきます。
- 土地区画整理事業により宅地造成した二本木地内に、都市ガスを導入できないか。
- 開発当初その要望はあったそうですが、当時はカローリ不足ということで導入できないといふいきさつがありました。しかし、地域の関係者がまとまって都市ガスの導入を希望されれば、見附市にお話ししてもよいと思っておりますし、村としても事業費についての助成もあらうかと考えております。



庶務課関係

- 町制施行の進行状況は。
- 町制施行については前向きに取り組んでおりますが、現在のところ五つの条件——①人口が一万人以上であること。②村の中心となる連たん地域の戸数が全戸数の六割以上であること。③農業以外の産業に従事する人およびその人の家族の数が、全人口の六割以上であること。④⑤の従事者数が最近五年間増加傾向にあること。⑤教育・保健・交通・その他の文化的な施設があること。——のうち、②の条件のみが欠けている状況です。そんな中で、都市計画の見直し作業等も行われていることから、この欠けている条件を満たす検討も併せて進めているところです。
- いずれにしましても、町制移行の見通しがついた段階で、町制施行のための部落懇談会等を開催したいと計画しております。

企画課関係

- 市街化区域の線引き見直し作業の進行状況は。
- 市街化区域の線引き見直しについては、五年毎に人口の伸びや工業出荷額、更には土地の利用状況等を調査して行うことになっており、五十五年がその基準年次となっていたのですが、国の線引き見直し基準等が大幅に改正されたために作業が遅れております。主な改正点は、まず既存の市街化区域内でも一ヘクタール以上の開発について、村および県と事前協議がなされていても、三ヶ年以内に整備の見込みのない一団の土地については、逆線引きをして調整区域に編入する。②整備計画はあっても、線引き変更時までには村および県と事前協議のないものは、
- バス時刻等の改正により、中通線を走る大事なお昼の時間帯のバスがなくなってしまう、大変不便になった。何とか復活してほしいが。
- また、現在運行している高速バスは当村のバス停に一部しか停まらず、そのバス停に行くまで不便である。バス停を県道見附与板線と高速道路が交わる付近に移動して、運行している高速バス全部が停まるようにできないか。
- 越後交通に実情をお話いたします。

村政懇談会

- 大竹邸記念館を自由に参観できないか。
- 開館日以外の参観については、役場の庶務課へ連絡をいただければ開館いたします。
- 防火水槽を増設できないか。
- 村の消防整備計画では、二〇トン級水槽を主体として毎年三、四ヶ所消防



万一に備えて(火災想定訓練から)

- 週一〜二回定期的に、村のマイクロバスを老人憩いの家に運行していただけないか。
- ある程度の集団で、事前に庶務課に申し込みただければ、支障のない範囲で運行はできますが、定期的な運行はできません。
- 役場前に郵便ポストを設置してほしいが。
- 今町郵便局では、検討をしてみたいとのことですが、その暫定措置として、役場の窓口で利用される戸籍関係書類等を郵送されるものについては、差し支えない程度で預かり、公称などの郵便物と一緒に届へ差し出す方法を検討しております。
- 個人宛文書については直接個人宅に配布してほしい

村政懇談会

一時市街化区域から除外（保留地と言ふ）し、整備計画が引き上がり県の許可を得た時点で随時市街化区域に再編入する。③市街化区域内で五ヘクタール以上の未利用地については、中抜き逆線引きか生産緑地の指定を受け、十年間の開発を凍結する。――
 また、新規編入区域の規制が新たに示されており、

についても①線引き変更時までに、新規編入予定ヶ所の開発計画を村および県に協議していないものは、編入を認めない。
 ②新規編入ヶ所で、土地画整理事業等により面整備する地区については、線引き変更時までに組合設立準備組合が設立され、三ヶ年以内に確実に事業が実施されるといふ見込みがなければ、編入は認めない。――
 というものです（但し、事業実施の許可を県から得た段階で、随時市街化区域に編入されます）。

当村では、現在、新規編入ヶ所として猫興野地内の約一・二ヘクタール・都市計画道路中之島線の西側約五・六ヘクタール・県道見附与板線の北側約一・二・八ヘクタールの計一・九・六ヘクタールを県へ要望しているところですが、国の見直し方針等が厳しいことと併せ、農林サイドの規制も厳しいことから、編入予定地区の地権者へ直接その主旨を説明し、編入の可否について同意の取りまとめを行っている所です。
 なお、この線引き変更の決定する時期は、五十九年十月を目途に作業を進めています。

■新幹線の高架下の利用についての申請を

きないものか。

□風紀上の規制は、今のところできません。また、企業誘致については村の総合計画の面からも深刻に考えておりますが、実際誘致するとすると、そこには排水等の公害問題や土地価格の問題など、なかなか厳しいものがあります。



上空から見た中之島地区

村政懇談会

■大字中之島地内にある旧猫興野用水路について、以前、用水路としての機能がなくなった場合は、道路を築造すると言ふような話があったが。
 □現在のところ、中之島保育所を新築する用地の隣接地から村道腰巻十四号線までの間を、歩行者専用道路として利用する考えで検討中です。なお、雨水等の排水につきまし

出しているが、その後の経過は。また、日照公害についてもどのような話し合いがなされているのか。

□先般（五十八年十二月中旬）、国鉄長岡新幹線保線区長より高架下の管理方針についての回答がありました。それによると、国鉄では高架下の利用可能区間については、一括民間会社に管理委託をし、利用を希望される方は直接民間会社へ申し込みを希望される事であり、貸付は有償とのことであり、村としては、近々中に管理委託を受けた会社より地元へ出向き、貸付する際の条件等についての説明会を開催していただくと共に、関係者からご意見・ご希望等をお聞きし、今後の対応を検討して行きたいと考えております。また、日照公害の件については、まだ結論を聞いておりません。

■村の総合計画の中には、スポーツ広場や総合体育館建設の構想が入っているが、小学校の統合により旧学区に残っている屋内体育館についても、老朽化が進んでいることから順次改築していただきたい。

□義務教育施設の整備充実を図ってから、スポーツ広場あるいは総合体育館の建設に入りたいと計画しておりますが、既存の屋内体育館については建て替えるという考え方はしておりません。修理をして、使用できるうちは使用していきたいと考えております。

■東バイパス沿線は地域開発が進んでいるが、どうもレジャー関係の開発が先行しているように、地域の子とも達に与える影響も大きいと思われる。風紀上の規制はできないのか。また、レジャー関係ではない企業誘致はで

ては、道路の東側に蓋付きのU字溝を設置して利用する考えております。

■横山地区の県道大口与板線と農免道路が交わる十字路は、以前は農免道路側だけに一時停止の標識が立てられていたが、最近県道側にも同じ一時停止の標識が立てられたため、優先順位がなくなり不便になった。何とかならないのか。

□五十七年の暮れ、その場所が交通死亡事故が発生したり、また接触事故がたびたび発生することから、公安委員会では検討した結果四面を一時停止にしたものです。不便になったかも知れませんが、交通事故防止のためにご協力をお願いします。

村政懇談会会場別参加者数と要望等件数

| 開催期日 | 会場名 | 参加者数 | 要望等件数 |
|----------|---------------|-----------|-----------|
| 11/18(金) | 中 通 公 民 分 館 | 35 (26) | 19 (15) |
| 19(土) | 上 通 農 協 | 14 (14) | 15 (17) |
| 19(土) | 大 口 公 会 堂 | 18 (16) | 15 (15) |
| 21(月) | 三 沼 公 民 分 館 | 39 (30) | 19 (19) |
| 22(火) | 信 条 公 民 分 館 | 33 (27) | 9 (21) |
| 25(金) | 中条集落開発センター | 11 (14) | 20 (19) |
| 26(土) | 中 野 公 民 分 館 | 7 (7) | 13 (10) |
| 26(土) | 中野西部集落開発センター | 36 (9) | 16 (11) |
| 28(月) | 西 所 公 民 分 館 | 30 (25) | 15 (8) |
| 29(火) | 中 之 島 村 公 民 館 | 41 (25) | 26 (34) |
| | 計 | 264 (193) | 167 (169) |

※ ()は前年度の数字

みつめよう

非行と家出の防止

少年たちの未来

三月は「節目」の月。進学や就職を目前にした少年たち、また、この時期に転動をする父親などもいて、ふだんとは違ったあわただしさがあります。進級、卒業、友人の別れ、新しい環境への期待と不安……。少年たちは、毎年この時期になると、非行や家出が多くなります。



「家出」は「現実からの逃避 非行」に走ったり家出をした少年や少女に総じて言えることは、彼らが「現実から何らかの方法で逃避しようとした」ということです。「いざこざの絶えない家庭」「不快な学校生活」「たいくつな毎日」……自分たちがとらえたそんな「現実」に対して、彼らは「面白くない」「ムカつく」と、自らを非行や家出へと駆り立ててしまったのです。

「本人の心の問題」と 突き放す前に
 もちろん、非行に走ったり家出をする少年は、全体から見れば

「欲しいから取る」
 デパートやスーパーで金を払わず商品を持ってきてしまふ、広場や駅前止まっている自転車・オートバイを盗む――万引きや盗みの動機で一番多いのは、「欲しかった、だから取った」という単純な利欲によるものです。次いで「遊び半分」「好奇心

から」「スリルを味わう」といった理由です。五十七年中に補導された少年・少女の六割が、この「万引きや盗み」によるもの

「一度、試してみるか」

シンナー、接着剤、トルエンなどの薬物乱用で五十七年に補導された少年は、全国で約五万人。これは四十七年に規制されて以来、最高の数字です。シンナーなどを吸った動機は、「好奇心から」「仲間と遊ぶため」「快楽を得るため」といったものが七割を占めています。さらに、その入手方法を見ると、「友人からもらった」が一番多く、全体の約三割を占めています。

「トラブルから逃れる」
 五十七年に警察が保護した家出少年は約五万七千人。そのうち四割を中学生が占めています。動機で一番多いのは、「学校や家庭で起こったトラブルから逃れるため」です。家出少年のうち十一人に一人は非行に走り、二十一人に一人が犯罪の被害者となっています。

親や教師の態度に反発

先生や友達をなぐる、教室の

窓などを壊す――校内暴力の約九割が中学校で起きています。また、教師に対する暴力事件のうち、検察官に送られた少年について、その保護者の養育態度を見ると、保護者の約七割が自分の子どもを「放任」しています。一方、家庭内暴力の被害者は六割が母親で、過半数の人が子どもに対し、「過保護」「過干渉」「でき愛」という結果があります。

非行と家出の防止

- ▶子どもの悩みごとや心配ごとについて、いつでも気軽に話し合える家庭づくりを心がける。
- ▶社会生活のルールや困難・苦しみにも耐える心を育てる。
- ▶ふだんから子どもの持ち物や言葉遣い、態度などによく注意し、変わった兆候が見られるときは、指導や助言を行う。
- ▶子どもの外出先を常に確かめ、帰宅時間を守らせるようにする。また、子どもの友達をよく知っておき、親同士が時々連絡を取り合う。
- ▶子どもが進学や就職試験に失敗しても、温かい思いやりのある態度で接し、挫折感を早く取り除いてやる。
- ▶非行に走ったり、家出したとみられるときは、できるだけ早く警察などに相談する。

十二月定例会村議会

十二月定例会の本会議が十二月二十日午前十時から開催され、村政に対する一般質問が三議員により行われましたので、その要旨をお知らせします。

一般質問と答弁(要旨)



西沢登美治 議員

新しいスポーツ広場の建設について

私は、体づくりこそ人づくりの基本であると思います。第二次中之島村総合計画の中にも、村民が一同に会して各種のスポーツ活動等を楽しめる総合体育館及びナイター設備など、専門の体育施設の建設促進を図る」と示されております。



スポーツ広場は信濃川河川敷にあるため、増水すると数日間は使用不可能となる。

現在、本村唯一ともいえるスポーツ広場が信濃川河川敷にあります。毎年、季節的に訪れる降雨のため増水し、夏場でも一週間以上使用不能になります。特に五十八年は五、六回の被害を受け、ほとんど使用不能であったと聞いております。

近年、本村のスポーツ人口も急増しており、村民の間からは専門の体育施設等を望む声が高まっております。特に若い人達の間では、ナイター施設やテニスコートを望む声は一段と高まっております。村は、こうした若い人達に夢と希望を与え、ともに青少年の健全育成を図る立場からも、水に流されることなく、全村民が安心して楽しめるスポーツ広場を他の場所に建設されるお考えはないかお伺いしたい。

〔斎藤村長〕新しいスポーツ広場の建設については、今の厳しい財政状況からして困難でありますし、ナイター設備についても同様であります。特にナイターの明かりは、周辺の稲作に被害を与えることから難しいと考えます。

ただし、テニスコートについては、現在ある敷地等を利用して、二面くらいは何とか五十九年度中に整備し、ご要望にお応えしたいと考えております。

継続事業として、西野・西高山地区二ヶ所の集落道舗装及び島田地区の集落道改良をそれぞれ完了しました。新規分としては、末宝・福原地区の集落道改良一ヶ所、そのほか集落道五ヶ所、集落排水二ヶ所の測量調査設計及び丈量測量にそれぞれ着手しております。

高速自動車道のバス停留所について

五十九年度予算及び計画の見直しにつきまして、県の指導で七千万円の予算要求を行っております。なお、五十八年度までの事業の進捗率は、総事業費十六億三千五百万円に対して約四・五％となっております。

村内を走る北陸自動車道も十一月には新潟・上越インター間百三十キロメートルが開通し、この間を走る高速バスも大幅に増発されたところですが、当中之島インター入口の高速バス停留所はあまり利用されていないようです。せっかく、住民が望んでいる高速バスを最大限に利用するには、何と云ってもその停留所の位置が重要であろうと思っております。本村の交通体系も、県道見附与板線の国道昇格運動をはじめ、各道路網整備も着々と進められております。特に県道見附与板線は北陸自動車道と交差する重要路線で、周辺は中之島中央小学校、マルイ工業(株)、中之島村農協車輻センター・同農協給油所、役場庁舎などがあり、今後の発展が期待される地域であります。また、町制施行、都市計画の見直し等も進められており、この路線は将来本村の中心路線になるものと思っております。



中之島・見附インター料金所

農村総合整備

モデル事業について

農村総合整備モデル事業は、五十七年度から七ヶ年計画で事業実施に入りましたが、国の厳しい財政事情から、総事業費を当初の十七億円から十六億三千五百万円に減額され、その上、各年次の予算配分率も当初計画を大きく下廻るなど、今後の事業実施が大幅に遅れることは必至であります。

モデル事業は、本村にとっては飛躍的な大事業であり、各部落とも大きな期待をもって見守っております。新聞等の報道によれば五十九年度は行財政改革も強まり、財政事情も一段と厳しさが予想されることから、村はモデル事業の予算獲得には積極的に努力され、事業の促進を図られたい。

また、モデル事業に計画された土木事業は、一般の土木事業に変更できないと伺っております。現在でもモデル事業の施行はかなり遅れており、住民の間から苦情も多く出ております。村はこうした住民の声を踏まえて、モデル事業が早期に完了するようにご努力をお願いいたします。

そこで、この事業の五十八年度実施経過と五十九年度予算及び実施計画等の見直しについてお伺いしたい。

〔斎藤村長〕モデル事業の予算獲得には、国・県の行財政改革という厳しい財政状況であります。県内のモデル事業関係町村と歩調を揃えて、これが促進を図るため国・県に対し、積極的に陳情を行っております。今後とも引き続き努力してまいります。なお、五十八年度の実施経過及び五十九年度予算及び実施計画等については、主管の産業課長から答弁させます。

〔田中産業課長〕五十八年度は五千万円の事業予算で、十一ヶ所に着手しました。そのうち五十七年度負担・補助金においては、総花的な面が多分に見受けられるので、五十九年度予算編成に当たっては全面的な見直しを行い、重点配分に努力されたい。なお、時代の要請により、内容によってはある程度の増額もやむを得ないと思っております。

また、いま農業後継者の間では、配偶者問題は深刻であります。村長はこうした事態の解消を図るため、昭和五十九年度予算編成に当たり、農業後継者に嫁ぐ配偶者に結婚奨励金(仮称)を贈るための予算措置を行うお考えはないか。ちなみに、五十八年中に結婚された夫婦は六十七組ですが、三十歳を過ぎても配偶者のいない男女が百十五人も聞いています。このような状態では、中之島村の将来が危ぶまれてなりません。現在、農業後継者育成資金利子補給制度もありますが、それだけではこうした深刻な問題の解決にはほど遠いものであります。

これが財源については、五十九年度の地方交付金総額が八兆六千億円、その後追加が見込まれるので最終的には本年度より二兆円くらいの増加が見込まれると伺っております。更に、昨年度は一般会計において八千二百五十万円の剰余金も出ており、村財政はそんなに苦しくないと思っております。

村長はこの際、五十九年度予算編成に当たり、思いきった見直しを図るとともに村の将来をお考えのうえ、農業後継者の配偶者対策についても真剣に対処されるよう要望いたします。これに対する村長のお考えをお伺いしたい。

〔斎藤村長〕五十九年度予算編成に当たり、負担金補助金の思いきった見直しを図れることですが、実態からして削減するものは、皆無に等しいと思っております。しかし、厳しい財政状況でありますので、ただいまのご意見を十分尊重のうえ、予算編成に当たりたいと思っております。

また、農業後継者の配偶者に対する結婚奨励金(仮称)制度の設置につきましては、今後十分研究して



杉林 一郎 議員

五十八年度予算の

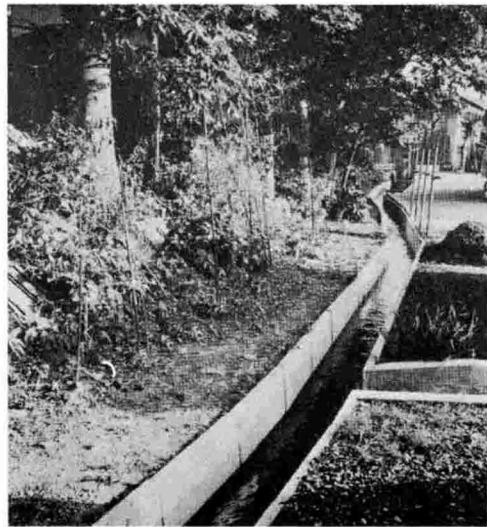
編成について

毎年の予算内容は変わり栄えがありません。特に負担・補助金においては、総花的な面が多分に見受

みたいと考えております。
なお、五十九年度は地方交付税は増加するし、五十七年度の決算剰余金も八千二百五十万円であるといわれますが、地方交付税は内示がなければ手放して喜ぶわけには参りません。また、剰余金については既に五十八年度予算で全額計上済であります。

下水路の整備について

▼下水路の整備につきましては、昭和五十三年度より村単独事業の目玉として、毎年六百万円の予算をもって整備されておりますが、これが整備を完了するにはかなりの時間を要すると思っております。また近年、農業用水路の改良に伴って下水路の分断箇所もかなりで、今後はこちらの改良整備も進むことと、現在の予算だけでは追いつかないと思っております。五十九年度の当初予算で少なくとも一千万円を増額して、下水路の整備促進を図られるよう提案いたします。村長のお考えをお伺いしたい。



整備された集落下水路

〔斎藤村長〕 厳しい財政ではあります、地元住民

のご要望があれば、できる限り応えてまいりたいと考えております。しかし、この下水路整備事業の実施主体は地元で、村はそれに対して応分の補助を行うものであります。地元で実施する意欲さえあれば、村は協力を惜しむものではありません。

スポーツ広場の移転設置とテニスコートの設置について

▼スポーツ広場の移転整備については、今ほど西沢議員が質問をされ、私も同感ですので省略しまして、テニスコートの設置についてのみ質問いたします。近年、スポーツの多角化に伴って、若者の間からテニスコートの設置が強く要望されております。また、先ほどもふれたように農業後継者対策の一環としても、後継者の配偶者を得るには、ある程度金が掛かって若者の希望を満たしてやらなければならないと思っております。

村長は、ただいま西沢議員の質問に、何とか考えるというご答弁でしたが、現在廃校になっていく小学校のグラウンド等を利用すれば、費用もそれほどかからないと思っております。こうした現実を十分踏まえて、テニスコートくらいは早急に設置するよう提案します。村長のお考えをお伺いしたい。

〔斎藤村長〕 私もスポーツについては十分関心をもっております。ご提案のテニスコートにつきまして、二面くらいは何か五十九年度に実現させたいということをお願いいたします。



深刻な事態を迎えております。村は、こうした事態を真剣に受け止め、この際、思いきった恒久対策をもって、安定した優秀企業を誘致し、雇用の安定を図るべきだと思います。村長のお考えをお伺いしたい。

〔斎藤村長〕 村としても、企業誘致につきましては、あらゆる機会をとらえて積極的に努力をしております。思いきった対策といわれるお気持ちはお察ししております。思いきった対策といわれ、また、相手企業の内容等も見極めなければ、具体的な対策も困難であります。進出希望の意志表示さえあれば、企業の要望に添うよう、できる限りの援助・協力を惜しむものではございません。今後とも、引き続き企業誘致に努力してまいります。



石塚 賢一 議員

消火用水について

▼西野地区にある消火栓は、七十五ミリ以下の水道管のために水の出が悪く、地区住民は火災消火に対して、絶えず不安をもちております。また現在、村内には二百四十の消火栓があり、うち九十四の消火栓は常時水の出もよいので不安はないようですが、残る消火栓は水道管が細いため、火災時に消火用水と家庭用水が重なると、消火能力は低下すると聞いております。火災は初期消火が最も大切であります。このような現状では地区住民は非常に不安が残ります。

村長は、こうした地区の消火用水について、どのようにお考えなのかお伺いしたい。

〔斎藤村長〕 消火栓の水の出が悪いから、水道管を太くせよということですが、実情はわかりませんが、これは見附市のガス水道課の所管で簡単にはまいりません。そこで、そういう地区を対象に、現在、年次計画で水道管から取水できる防火水槽の設置を進めておりますので、その計画の中で設置したいと考えております。直ちにということには申し上げられませんが、消防団の方々と協議のうえ進めてまいりたいと考えております。

公園について

▼近年、役場周辺を中心に団地等の開発が進んでお

臨時会 除雪費用に 一千万円を追加

昭和五十九年の第一回村議会（臨時会）が二月一日開催され、一般会計補正予算についての審議が行われ、原案どおり可決されました。

主な内容は次のとおりです。

■昭和五十八年度一般会計補正予算について—補正額は除雪ブルドーザー等借上料に一千万円、公園緑化施設工事に四十万円など、一千六十一万三千円を追加し、総額二十二億二千六百三十五万九千円とした。

◇ ◇ ◇

除雪費用更に二千万円追加

先の臨時会で追加補正を認められた除雪費用も、降り続く雪のためにそのほとんどを支出したことから、二月十三日、更に二千万円を専決処分しました。これで今年度の除雪費用の総額は六千万円となりました。

企業誘致について

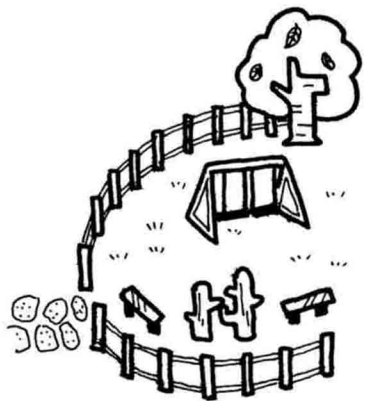
▼村長は、常に進出してくる企業についてはできる限りの援助・協力を惜しむものではないといわれておりますが、ご承知のとおり昨今の経済情勢は厳しく、倒産件数も最高を記録しております。私共の部落でもその影響により、既に仕事のない人が出始め

Smokii Clean

守りますか喫煙マナー



ちょっとした心づか
いも味のうち



東南アジア

研修体験記



中条東
田辺靖弘
(二十四歳)

第十五回新潟県青年リーダー養成海外研修派遣団(一行三十名・実施期間昭和五十八年十月十七日〜十月二十八日)の一員として、タイ・マレーシア・シンガポールを訪問された中条東の田辺靖弘さんから、感想を寄せていただきましたので紹介いたします。

飛行機に乗ること六時間——感動すべき第一歩は、タイのバンコクから始まった。が、戦後最大という大洪水に見舞われており、川のような道路で子ども達が泳いでいる姿、動けなくなった車を押している姿などを見て、たいへん驚きながらタイ総理府青少年局に到着した。

そこでタイの青少年事情についての説明を聞いた後、最初の訪問先「SOSチャイルドレン・ヴィレッジ」に向けて出発。そこは、日本でいう孤児園にあたり、敷地内には十三戸の家が建ち、各戸の家族は十四歳までの子ども達十人(兄弟と呼ぶ)と保母一人(母と呼ぶ)で構成され、父は園長である。家族のうち、小学校を卒業した兄弟はそれぞれ就職し、独立していくが、あ



イリアスさん一家と共に

くまでも兄弟であるため、独立しても家庭に対して援助するという制度をとっており、非常に参考となった。
また、タイ青年との交歓会では、日本語を話せる人が多く、それだけ日本に対して関心を持っているのだとつくづく痛感しました。
続いて第二の訪問国、マレーシアはクアラルンプール。豊かな緑の中に、植民地時代の古い西欧風の建物や異国的な中東風の建物、そして近代的な高層ビルが林立している光景は、特に強く印象に残っている。
そんな中で、文化・青少年・スポーツ省を訪問した後、クアラルンプールから約二十キロメートル南下した「カジャン」に着く。この研修で、一番の目的ともいえる民泊(ホームステイ)の地であり、ここで私達一行は十一の家庭に滞在するため、一人から四人のグループに分かれ、二泊三日の貴重な民泊を体験したのである。
私は二人の団員と共に、イリアス家にお世話になりました。鉄筋二階建ての住宅で、一階は

居間と食堂、それにバスルームと部屋が一つ。二階は三部屋とバスルームがあり、家族構成はイリアスさん夫妻と六歳の娘さん、弟夫婦といと二人の七人である。
食事は米が主食であるが、日本の米とは違い、細長い形状でねばりがなくこぬか臭い。おかずはどれひとつとっても辛く、最初は食べづらかったが、慣れればそんなに気にならない。しかも五本の指を使って食べてきました。
また、トイレには紙がなく、その代用として水を使用し、風呂は桶で水を汲んで体にかけるだけであった。

言葉はマレー語が主でしたが、奥さんが学校の先生で英語も話せたので、私達の片言の英語と、わからない時は辞書や身ぶり手ぶりで何とか会話をすることができました。
ホームステイで特に思い出に残るのは、この研修もそろそろ終わりに近づいた一時間ほど前になって、結婚式に招待され、私達に日本の歌を一曲歌ってくれと頼まれたことです。三百人

くらいの参列者の前で、私達は歌のしおりを見て「言葉がわからないから何でもいだらう」と、三人が歌える曲、帰ってこいよ」を選び、盛大な拍手の中しっかりと歌いました。しかし、歌い終わってからの結婚式の席でこういう歌を歌うのは、ちよつとまずかったのではないかと思った気分は最高でした。
二泊三日という短い期間で、言葉・習慣などまるで違うマレーシアの生活を奥底まで知ることができなかったけれど、このホームステイで得た貴重な体験を、これからの人生にプラスしていきたいと思えます。

そして、いよいよ最後の訪問国シンガポールへ。シンガポールは都市国家あるいは庭園都市

を、青年ボランティア活動で行っていること、その活動状況をスライドで紹介された際、スポーツ・文化・国際青年交流などは、どこの国にも負けないくらいに取り組んでいると話されたこと。そして、一番最後に「もっとたくさんの青年に参加してもらうためにも、これらの活動を続けていきます」と言われたその言葉が、今でも忘れられないほど強く印象に残っているからである。

この十二日間の研修は、私の予測をはるかに上回る大きな成果となりました。この貴重な体験を決して無駄にすることなく、これからの人生に役立てて行きたいと思えます。最後になりましたが、今回

を、青年ボランティア活動で行っていること、その活動状況をスライドで紹介された際、スポーツ・文化・国際青年交流などは、どこの国にも負けないくらいに取り組んでいると話されたこと。そして、一番最後に「もっとたくさんの青年に参加してもらうためにも、これらの活動を続けていきます」と言われたその言葉が、今でも忘れられないほど強く印象に残っているからである。



タイのアマタヤ遺跡

ました。

その後、大正十三年、国民新聞に初めて天気図が掲載されるようになってから、天気予報は、めざましい発展を遂げました。
翌十四年、ラジオによる天気予報がスタート。昭和七年、富士山頂観測所の開設。

そして昭和十七年、一か月予報の実施(長期予報の始まり)。昭和二十八年には、テレビによる天気予報がスタート。昭和二十九年には、東京で電話天気予報(いまのダイヤル一七七番)

が開設されました。天気予報の精度を高めるために、いろいろな科学技術が導入されましたが、なかでも画期的なのが、昭和四十九年に始まった AMeDAs(地域気象観測システム)です。これは、時々刻々の気象現象を正確かつスピーディーに集めるためのシステムで、現在、全国の約千三百ヶ所に有線ロボット気象計が設置され、わたしたちに的確な天気情報を知らせてくれているのです。

— ご注意ください —

天気予報100年

現代は「情報社会」といわれ、天気予報もその例外ではありません。気象衛生「ひまわり」から送られてくる観測情報を、わたしたちはテレビを通じて、お茶の間で居ながらにして知ることが

できます。そのうえ「明日の雨の降る確率は〇〇パーセント」というキメ細かな情報まで得られるまでになりました。まさに宇宙時代にふさわしい天気予報といえますが、ここまでは、長い歴史があるのです。

わが国に初めて天気予報が「誕生」したのは、明治十七年(一八八四年)六月一日のことです。今年(一九八四年)「天気予報百年」に当たります。明治十六年、東京気象台(い

まの気象庁)が全国からの気象電報を集め、それをもとに天気図をつくることからスタートし、翌十七年から定期的な天気予報を行うようになったのです。当時は、日本人の技師がいなかったため、ドイツから天気図作成の専門家を招いて予報が行われました。

天気予報は毎日、午前六時、午後二時、午後九時の三回でしたが、現在のようにラジオ、テレビがありませんから、駅の待合室や警察の派出所に掲示され

カメラ 散歩

一月二十八日、各保育所で新年度入所予定者の面接（家庭状況調査）が行われ、普段は元気のよい子ども達も、この時はやはり少し緊張気味の様子でした。
——中条保育所で——



“鬼は外、福は内”と、児童の代表11人が年男・年女となり、大きなかけ声と共に威勢のよい豆まき。その豆の中には幸福の豆（色を付けたもの）が混じっており、それを多く拾った子は、豆まき終了後に表彰されることから、どの顔も真剣そのものでした。——2月3日・中之島中央小学校で。



▲完成間近の屋内体育館

式典の様子▶

今年3月の竣工をめざして、工事が進められている上通小学校の屋内体育館。2月6日、そのほとんどができあがったことから、関係者で“上棟式”を取り行いました。



▲県のロータリー車も大活躍

五六豪雪並みとなった今年の雪。当村では、二月六日現在、累計降雪量五二七センチメートル・積雪量一三八センチメートルに達したため、二月七日午前九時「中之島村豪雪対策本部」を設置し、その予防対策の強化と万一の災害に備え、万全を期す体制を整えました。



春先の 交通事故を 防止しましょう

長かった冬もようやく終わる例年三月は、一・二月に比べて交通事故がいきよに多発する時期です。
これは——▼冬期間、雪のため歩道が通れないなど、人と車の混合による交通マナーの乱れが続いていること。▼陽気に誘われ

れて、人も車も活動が活発になり、特に子どもの行動範囲が広がること。▼雪のため、道路標識・標示や安全施設が不整備となっていること。——などが主な原因と思われる。
ドライバーはもちろんのこと、自転車乗り・歩行者も交通ルールをキチンと守り、これら春先特有の交通事故を防止すると共に、悲惨な交通事故のない明るい地域社会をみんなで作らしましょう。

《村内交通事故発生状況》

| 区分 | 件数 | | 死者 | | 負傷者 | |
|------|-----|----|-----|----|-----|----|
| | 1月中 | 累計 | 1月中 | 累計 | 1月中 | 累計 |
| 59年 | 5 | 5 | 0 | 0 | 7 | 7 |
| 58年 | 4 | 4 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| 比較増減 | +1 | +1 | ±0 | ±0 | +3 | +3 |

死亡事故0 連続310日（%現在）

交通安全は家庭から
連発守控目に
安全運転をしましょう。
毎月十日は「交通安全家庭の日」です

年金 国民年金の保険料が 2000円になります

四月から国民年金の保険料が、一ヶ月六、二二〇円に改められます。付加保険料は今ままでおり、一ヶ月四〇〇円とすえ置きです。

これは、年金受給者が年々増え続けていることと、年金額が毎年物価の変動に応じて増額さ

れ、支給されていることから、年金財政を将来にわたって健全に運営していくためには、保険料の引き上げが不可欠な要件となっているのです。
加入者の皆さんの負担は大きくなりますが、国民年金をよりよい制度にするために、この保



所得税の申告と納税は 三月十五日まで

昭和五十八年分の所得税の申告と納税は、もうお済みでしょうか。

期限はどちらも三月十五日までです。申告と納税は、必ず期限内に済ませるようにしましょう。

確定申告をしなければならぬ人が、三月十五日までに申告をしなければ、間違った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足額の十パーセントまたは五パーセントの加算税が課され、そのほかに延滞税も納めなければなりません。また、不正な行為があったような場合には、普通より重い加算税

が課されます。
なお、今年から所得税の事務処理を電子計算機で行うため、確定申告用紙が三部複写となりましたので、取り扱い説明書をよく読んでから記入してください。

詳しいことについては、税務課または納税相談日等の際にお聞きください。



～自分の財産を
確かめましょう～

固定資産の 課税台帳縦覧

- 期間／3月1日～3月21日
- 時間／平日は午前8時30分～午後5時。土曜日は午前8時30分～正午。ただし、日曜日と祝祭日は休みます。
- 場所／中之島村役場税務課
- ※この期間は無料で固定資産の課税台帳をごらんになれますので、ぜひ、お出かけください。
- ※58年中に家屋調査された方は、この期間にごらんになると便利です。

税務コーナー

1日1円の保険 交通災害共済

家族そろって加入を...

「一日一円の会費で会員互助の助け合いを」と、交通災害共済組合が発足してから、今年で十五年目になります。

当村では、皆さんのご理解により加入者も年ごとに増え、五十八年度は人口の約八十三パーセントに当たる九千四百八名の方々から加入いただきました。

また、この間(五十七年四月一日～五十八年二月十七日)三十二件が給付の対象となり、総額三百四十九万円の見舞金が支払われております。

いつ、どこで、だれが交通事故にあうか予測できません。人間の尊い生命は金銭にはかえられません。万一に備え、この共済に家族そろって加入ください。

るようお勧めします。

加入資格
どなたでも、年齢に制限なく加入できます。

会費(掛金)
大人も子どもも一人年額三百五十円(四月一日以降に加入する場合も同額です)。

共済期間
四月一日から翌年三月三十一日まで(中途加入した人は、会費を納入した日の翌日から共済期間が始まります)。

申込方法
三月上旬ごろまでに、各世帯

見舞金は

| 等級 | 災害の程度 | 金額 |
|-----|---|------------|
| 1等級 | 死亡した場合 | 1,000,000円 |
| 2等級 | 自賠責施行令別表の等級区分の1級各号に掲げる傷害の場合 | 700,000円 |
| 3等級 | 治療を要した期間が6月をこえ、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上のもの | 150,000円 |
| 4等級 | 治療を要した期間が5月をこえ、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上のもの | 120,000円 |
| 5等級 | 治療を要した期間が4月をこえ、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上のもの | 100,000円 |
| 6等級 | 治療を要した期間が3月をこえ、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上のもの | 80,000円 |
| 7等級 | 治療を要した期間が2月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数30日以上のもの | 60,000円 |
| 8等級 | 治療を要した期間が1月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数15日以上のもの | 40,000円 |
| 9等級 | 入院・通院の実治療日数7日以上のもの | 20,000円 |

無免許または飲酒運転、その他故意あるいは重大な過失による場合は、見舞金を支払われないこととなりますのでご注意ください。詳しいことについては、住民福祉課におたずねください。



に嘱託員を通じて申込書をお届けしますので、回収期限までに申し込みください。

なお、四月以降の加入者は直接住民福祉課の窓口へおいでください。

安全水道をのぞく ガス水道修繕工事

見附市役所ガス水道課

●正しく安全な工事を見附市公認ガス水道工事店で。
設備の構造及び材質が基準に適合しなかったり、ガス水道課の承認なしに不正工事を行ったり、メーターを通過させずに不正使用した場合は、「法」により厳重に処罰されます。

なお、村内の見附市公認ガス水道工事店は、次のとおりです。

- 高畑 今泉設備(株) 石川配管 六六〇一〇八七
- 中之島第五 中之島工事店 六六一二四〇七
- 中之島第六 中条設備 六六一五〇四三
- 中条宮村

●下沼新田 丸寅建設(株) 六〇二五六九(七)二八六二

●ガス管や水道管が破損していませんか。
ガスメーターが雪の下にたたり、水道の立ち上がり管から水が漏れていませんか。いまだ、ガス栓や蛇口を止めてからメーター器の指針を確認してください。

◇ 異常の場合は、最寄りの見附市公認ガス水道工事店、または見附市役所ガス水道課(六〇二一七〇〇)へガス供給所(六〇二〇九二四)・夜間専用)に、すぐ連絡ください。

昭和五十九年度の野球連盟登録を、次により受け付けています。

野球場問題の解決は
三田米田米田
三田米田米田

●登録料●新規加入 三、〇〇〇円
●円●継続加入 二、〇〇〇円

▼申請書/連盟事務局(中之島村公民館内)にあります。

▼申請期限/三月末日

録を、次により受け付けています。

救援金受付中

現在アフリカで進行中の干ばつは、アフリカ51ヵ国中の22ヵ国にもおよび、被災者もアフリカ全人口の3分の1に当たる約1億5千万人を数えるなど、「今世紀最大の干ばつ」と言われています。

日本赤十字社では、この干ばつに対し、救援金(現金のみ)の受付を次により行っていますので、温かい善意をお寄せくださるようお願いいたします。

□名称/アフリカ干ばつ救援金受付
□期間/2月1日から3月31日まで
□受付窓口/役場住民福祉課

のペースで学べます。

【受講資格】 どなたでも
【受付期間】 二月一日～四月二十日

詳しい案内書をご希望の方はお近くのNHKまたは、左記まで、ハガキに普通科コース・教養コース・社会通信講座別を記入のうえ、ご請求ください。(案内書・送料は無料)

〒一八六
東京都国立市富士見台二一三六
NHK学園CT係
☎〇四二五―七二―三一五五



受講生募集

NHK学園の通信教育で あなたも学習を

NHK学園では、通信教育の生徒・受講生を、次により募集しています。

■高等学校 普通科コース
NHKの放送を利用して、働きながら高校卒業の資格を取得したい方に

【入学資格】
中学校卒業・卒業見込み、または同等以上の学力のある方

【受付期間】
三月一日～四月十四日

■高等学校 教養コース
高等学校レベルの知識と教養を身につけたい方に

【受講資格】
十五才以上の方ならどなたでも

【受付期間】
三月一日～四月三十日

■社会通信講座(書道・簿記など十三講座三十九コース)
この講座の利点は、レポートの添削が中心で、だれでも自宅にいながら都合のよい時間に自分のペースで学べます。

東北電力より

今町出張所の廃止について

昭和五十九年三月一日をもちまして、東北電力(株)今町出張所を廃止し、見附営業所に統合させていただきますことになりました。長い間のお引き立て誠にありがとうございました。

● これからの電気に関するご用命は、見附営業所(☎二一〇〇一二)が受けたまわることになりましたのでお知らせいたします。

● なお、ご用命の際は、次の事項を確かめてからお知らせください。

● 故障・修理のご連絡の時は、その電柱番号が付近の目標をお知らせください。

● 電気料金等のお問い合わせの際は、領収証にある契約番号とお名前をお知らせください。

ただいま工事中
—入札結果から—

| 場所 | 工事名 | 工事費 | 工事業者名 | 完成予定日 |
|-----|--------|-------|---------|-----------|
| 長呂 | 道路改良工事 | 485万円 | (有)丸月組 | S.59.3.25 |
| 赤沼 | // | 430万円 | 新興建設(株) | // |
| 中之島 | // | 405万円 | 室橋組 | // |

人口のうごき

—1月31日現在—
()内は前月比

| | |
|-----|--------------|
| 人口 | 11,453人 (±0) |
| 男 | 5,621人 (-3) |
| 女 | 5,832人 (+3) |
| 世帯数 | 2,317戸 (-1) |



大竹邸記念館開館日

●第1・第3金曜日、第2日曜日
●午前10時～午後3時

民俗資料館開館日

●毎月5日・15日・25日
●午前9時～午後4時

農業所得の計算方法について

①収入金額の計算方法

農業所得の計算上収入金額とされる金額は、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、それらの価額）が原則です。

②必要経費の計算方法

農業所得の計算上必要経費とされる金額は、別に定めのあるものを除いて ①売上原価その他収入金額を得るために直接費した費用および②販売費、一般管理費その他その年に農業について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く）のことであります。

③所得金額の計算方法

農業所得は①の収入金額から②の必要経費を差し引いて計算します。

ところで、このような計算をするためには収入金額や必要経費に関する記帳が必要になります。しかし全農家に対してこのような記帳を期待することは、現状においては難しいため記帳することができない農家に対して、所得計算の目安とするように作られたものが「農業所得標準」です。

④農業所得標準

農業所得標準は、原則的には農産物、畜産物等について、種類等の別に作成地域を定め、その地域内の単位（作物については栽培面積、畜産物については、飼育頭数等により、それぞれ10アール又は1頭等の計算単位）当たりの所得金額の平均値によって作成し、個人ごとの所得金額は農業所得標準を個人ごとのそれらの単位員数（課税基本）に乗じて計算する仕組みになっています。

農業所得標準はその作成地域内の実収量により作成するのが通常であります（実収標準という）災害等により個別的な減収地が散在する場合には、一定以上の被害地の面積と総収穫量を求めその平均値によって、標準（普通地標準という）を作成します。

所得の計算は本来収支計算によって行うべきものでありますが、収入、支出を記帳に基づく収支計算による場合は、全額必要経費として計算できます。

農業所得標準の標準外経費として、別途控除できるものは特殊大農具、雇入費、委託費用、支払小作料、特定の借入金の支払利子、災害に要した費用等に限定されています。

全国農業新聞を 読もう！

農年受給者の方
購読推進期間中です

営農・生活に役立つ
農業専門紙です

農政問題の正確、公正な報道と解説を中心に、農業経営や暮らしの改善に役立つ記事を通して日本農業の発展と農業者の地位の向上につくすことを目的としております。
☆購読お申込みは農業委員会へ
購読料一ヶ月450円（送料共）
発行所 全国農業会議所
発行日 毎週金曜日
東京都千代田区有楽町 形態 B3判

全国農業新聞

申し込みは
印鑑持参で、農業委員会へ

農業者年金の受給者は
三月三十一日までに現況届を提出しましょう
現況届の提出を忘れると年金の支給を受けられなくなり
ます。また、記載もれ・押印もれ・村長や農業委員会会
長の確認印もれ、などがあっても支給を受けられなくな
る場合があります。よく確認したうえで、三月三十一日ま
でに基金に到着するように提出してください。
（届出書は基金より送付されます）

農業者年金基金

経営移讓年金等に係る所得税の源泉徴収について
農業者年金基金が支払っている経営移讓年金及び農業者老
令年金は、所得税法により、給与所得とみなされ、年間支給
額が六〇万円以上になると所得税の源泉徴収の対象となりま
す。すでに、該当者には、基金より「扶養控除等申告書」が
送付され提出済と思えますが、未提出のため源泉徴収を受け
た方は、三月十五日までの間に税務署に確定申告をすれば、
還付の対象となる場合があります。
詳細については、税務課に御相談下さい。

農業委員会だより

編集と発行
中之島村農業委員会
発行者
高木三郎

昭和58年分 農業所得標準について



～1月20日～（於・三条体育文化センター）
三条地区農業所得協議会との折衝風景（郡段階）

昭和58年分農業所得標準については去る1月27日標準開示以来、農業者の利益代表機関として、農委、農協等系統組織で、県、郡、村、段階でそれぞれ最善を尽して折衝に当たってきたところでありますが、その最終結果を連絡いたしますので3月15日までの村民税（所得税該当者も含む）申告の参考にして下さい。

農業所得標準一覽表

●水稻所得標準 (10アール当り)

| 収 量 | (100kg) 単 価 | 収 入 金額 ① | 必 要 経 費 | | | | | | | | | | ①-② 差引所得金額 | | |
|-----|-------------|----------|---------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|------------|---|---|
| | | | 公租公課 | 種苗費 | 肥料費 | 大農具費 | 農具費 | 償却費 | 農業費 | その他 | 計 ② | | | | |
| 普通地 | 535kg | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 災害地 | 298kg | 29,893 | 159,927 | 3,489 | 1,938 | 10,455 | 8,900 | 3,582 | 5,549 | 3,800 | 17,221 | 54,934 | 104,993 | | |

●普通畑所得標準 (10アール当り)

| 収入金合計 ① | 必 要 経 費 | | | | | | | | | (①-②) 差引所得金額 |
|---------|---------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------------|
| | 公租公課 | 種苗費 | 肥料費 | 大農具費 | 農具費 | 償却費 | その他 | 計 ② | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 82,414 | 2,275 | 15,144 | 9,624 | 2,300 | 1,548 | 2,553 | 12,158 | 45,602 | 36,812 | |

| | |
|------------------------------|----------------------|
| 普通畑で5アール以下の耕作農家 (10アール当り) | 29,440円 |
| 57年産米の適用米価の精算差額の加算 (10アール当り) | 3,600円 (100kg当り630円) |
| 転作普通畑 (10アール当り) | 11,040円 |

●10アール当り水稻所得及び適用地域一覽表

| 収 量 | 適用所得 | 適 用 地 域 |
|-----|---------|--|
| kg | 円 | |
| 542 | 106,900 | 粕 島・野 口・高 畑・横 山・大 保・品 之 木・関 根 島 田・長 呂・宮 内・宮内下村・並 木・横 野・典 野 西 野 |
| 537 | 105,500 | 大 曲 戸・灰 島・猫 興 野・真 弓・五 百 刈・中 野 西・中 条 第 1 真 野 代・中 条 新 田 第 1・中 条 新 田 第 2・下 沼・中 西・赤 小 沼 |
| 532 | 104,100 | 中 興 野・鶴ヶ 曾 根・中 野 東・中 野 中・末 宝・稻 島・中 条 第 2 中 条 中・上 沼・中 条 新 田 第 3・六 所・大 沼 |
| 527 | 102,700 | 大 口・坪 根・押 切 思 川・池 之 島・押 切 駅 前・中 之 島・杉 之 森 福 原・狐 興 野・宮 内 丁・中 条 東・中 条 宮 村・西 野 新 田・西 高 山 |

●特殊田畑適用標準

| は す 田 | い ち ご | ぶ ど う | タ バ コ | 青 梨 |
|----------|---------|----------|-------|----------|
| 10アール当り | 10アール当り | 10アール当り | | 10アール当り |
| 169,800円 | 54,000円 | 111,700円 | 実 査 | 144,100円 |

●副業所得適用標準

| | | |
|-------|------------------------------------|---|
| 乳 牛 | 所得 = (収入金額×55%) - (199,400円×頭数) | 乳量だけが判明する場合の収入金額の算出方法 (販売乳量+自家飲料1戸当り200kg)×単価101円=収入金額 |
| 乳牛の子 | 5,700円 (生後1週間程度のもの) | 3,100円 (メス生後4ヶ月程度のもの) |
| 肥 育 牛 | 和 牛 | (収入金額×72%) - (405,000円×頭数) = 所得金額 |
| | 乳 牛 | (収入金額×72%) - (257,300円×頭数) = 所得金額 |
| 養 豚 | 肉 豚 3,200円 繁殖豚 59,800円 | 種 豚 実 査 |
| 養 鶏 | 実 査 | |

●標準外特別控除

| 特 殊 大 農 具 | 区 分 | | 減価償却費 (1台当り) | 固定経費 (1台当り) | (イ) トラクター及びコンバインの修繕費が、それぞれ5万円を超える場合は当該超過額についても控除する。 (ロ) 田植機を有し、かつ育苗施設を有する者については、水稻の収穫面積に10a当り400円を乗じた額を標準外経費として控除する。 | | | |
|-----------|-----------|-----------|--|-------------|--|--------|--------|--------|
| | 耕 耘 機 | ト ラ ク タ ー | | | | | | |
| 大 農 具 | 田 植 機 | 育苗施設 無 | 個人ごとに取得価格等を基として減価償却費を算定し控除する | 4,700円 | | | | |
| | | 育苗施設 有 | | 19,000円 | | | | |
| | バ イン ダ ー | | | 7,600円 | | | | |
| | ハ ー ベ ス タ | | | 13,500円 | | | | |
| | コ ン バ イ ン | | | 3,200円 | | | | |
| | ク ロ ー ラ ー | | | 3,800円 | | | | |
| | 大型穀物乾燥機 | | | 27,000円 | | | | |
| 農 用 自 動 車 | 区 分 | | 租 車 検 査 費 の 合 計 額 公 課 ・ 償 却 費 ・ 保 険 料 | 固定経費 (1台当り) | 比例経費 (10a当り) | | | |
| | ト ラ ッ ク | 小 型 | | | | ×100% | 3,500円 | |
| | | 軽 | | | | | 2,400円 | |
| | ラ イ ト バ ン | 小 型 | | | | ×90% | 3,000円 | |
| | | 軽 | | | | | 2,400円 | |
| | 乗 用 車 | 小 型 | | | | 他の自動車無 | ×50% | 2,400円 |
| | | | | | | 他の自動車有 | ×20% | — |
| 軽 | | 他の自動車無 | ×50% | 1,500円 | | | | |
| | | 他の自動車有 | ×20% | — | | | | |
| | | | | | (イ) 圃場が遠く地にあるため燃油費が著しく多額に要すると認められる場合には、10a当りの比例経費の金額の10%程度を加算したもので控除する。 (ロ) 農用自動車に該当するかどうかはその者の経営規模、経営内容のほか、自動車の所有者、使用者又は運転免許の所有者等の実態を総合勘案して判定する。 | | | |

| 総合斟酌 | 水稻10アール当り 1,400円 | 普通畑10アール当り 1,100円 |
|-------------|---|--|
| ライスマスター | (一台当り) 33,000円控除 | 農 業 費 標準算入経費以外に 6,730円控除 |
| 土 壤 改 良 剤 | 個別に控除 | 土地改良費 土地改良区毎に調査し控除 |
| 個人が行った客土の費用 | 3年均等償却費相当額 | 青 刈 稻 10アール当り16,480円控除 |
| 研 修 費 | 10万円以上の支払額 | 農業の遂行上直接必要な技能等の習得費 (例、特殊大農具、自動車の運転免許取得費) |
| 特定の借入金の利子 | 特定借入金に係る支払利子・割引料 (特定借入金とは、農業近代化資金等の制度金融及び当該制度金融に準ずる借入金) | |

○その他、多額の費用が、かかった農家は相談下さい。

※農業所得の申告は、納税者自ら記帳し、正確な所得が計算できることが建前ではありますが、農業所得については、記帳を行っていない人が多いので、これらの人の適正な租税負担をはかるとともに、行政の能率的な運営をはかるため、所得標準を定め、確定申告期前に公開し、これによって、計算した所得額により、申告していただくものであります。